

平成20年第1回志布志市議会臨時会

目 次

第1号(2月21日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 常任委員の選任	5
10. 日程第4 議会運営委員の選任	6
11. 日程第5 広報等調査特別委員の選任	6
12. 日程第6 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	7
13. 日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙	7
14. 日程第8 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	8
15. 日程第9 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	9
16. 日程第10 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	9
17. 日程第11 議案第1号 行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の 制定について	10
18. 日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12
19. 閉 会	12

平成20年第1回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
2月21日	木	本会議	開 会・会期の決定 議案等上程・審査、採決 閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
	常任委員の選任
	議会運営委員の選任
	広報等調査特別委員の選任
	曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
	大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
	曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
議案第1号	行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
同意第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

平成20年第1回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成20年2月21日（木曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 広報等調査特別委員の選任
- 日程第6 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙
- 日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙
- 日程第8 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第9 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第10 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙
- 日程第11 議案第1号 行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1番 下平晴行
3番 丸山一
5番 玉垣大二郎
7番 鶴迫京子
9番 迫田正弘
11番 立平利男
13番 立山静幸
15番 長岡耕二
17番 林勇作
19番 岩根賢二
21番 上野直広
23番 東宏二
25番 小園義行
27番 鬼塚弘文
29番 丸崎幹男
31番 野村公一
33番 若松良雄

2番 西江園明
4番 八久保壹
6番 坂元修一郎
8番 藤後昇一
10番 毛野了志
12番 本田孝志
14番 小野広嗣
16番 金子光博
18番 木藤茂弘
20番 吉国敏郎
22番 宮城義治
24番 宮田慶一郎
26番 上村環
28番 重永重久
30番 福重彰史
32番 谷口松生

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長 本田修一
教育長 坪田勝秀
企画部長 持富秀明
福祉部長 蔵園修文
建設部長 宮苑和郎
志布志支所長 山裾信博
総務課長 中崎秀博
企画政策課長 萩本昌一郎
会計管理者 楠川昭博

副市長 瀬戸口司
総務部長 井手南海男
市民部長 嶋戸貞治
産業振興部長 永田史生
松山支所長 白坂照雄
教育次長 上村和憲
行政改革推進課長 溝口敏久
水道局長 徳田俊美
農業委員会事務局長 大園朗

議会事務局職員出席者

事務局長 徳重昭一
次長補佐兼議事係長 門岡秀明

事務局次長 前田泰郎
調査管理係長 徳田弘美

午前10時10分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成20年第1回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小園義行君と鬼塚弘文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 常任委員の選任

○議長（谷口松生君） 日程第3、常任委員の選任を行います。
常任委員の選任につきましては、委員会の定数も限られており、希望に添えず、御不満もあろうかと思えますが、御理解いただきたいと思えます。
お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員は、下平晴行君、坂元修一郎君、迫田正弘君、毛野了君、本田孝志君、長岡耕二君、金子光博君、宮田慶一郎君、重永重久君、野村公一君、谷口松生。

文教厚生常任委員には、西江園明君、八久保壹君、鶴迫京子さん、藤後昇一君、立山静幸君、木藤茂弘君、宮城義治君、東宏二君、小園義行君、丸崎幹男君、若松良雄君。

産業建設常任委員には、丸山一君、玉垣大二郎君、立平利男君、小野広嗣君、林勇作君、岩根賢二君、吉国敏郎君、上野直広君、上村環君、鬼塚弘文君、福重彰史君。

以上のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によって、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において各常任委員会を招集いたします。

これより、第1委員会室で総務常任委員会、第2委員会室で文教厚生常任委員会、第3委員会室で産業建設常任委員会を開きます。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前11時02分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告いたします。

総務常任委員会、委員長、迫田正弘君、副委員長、坂元修一郎君。

文教厚生常任委員会、委員長、藤後昇一君、副委員長、八久保壹君。

産業建設常任委員会、委員長、立平利男君、副委員長、玉垣大二郎君。

以上のとおりであります。



日程第4 議会運営委員の選任

○議長（谷口松生君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、下平晴行君、藤後昇一君、迫田正弘君、立平利男君、長岡耕二君、林勇作君、吉国敏郎君、東宏二君、丸崎幹男君。

以上のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議会運営委員会を招集いたします。

これより、第1委員会室で議会運営委員会を開きます。

ここでしばらく休憩いたします。



午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告いたします。

議会運営委員会、委員長、丸崎幹男君、副委員長、下平晴行君。

以上のとおりであります。



日程第5 広報等調査特別委員の選任

○議長（谷口松生君） 日程第5、広報等調査特別委員の選任を行います。

お諮りします。広報等調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、広報等調査特別委員は、下平晴行君、西江園明君、鶴迫京子さん、藤後昇一君、迫田正弘君、立平利男君、小野広嗣君、岩根賢二君、宮田慶一郎君。

以上のおとり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定によって、広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において広報等調査特別委員会を招集いたします。

これより、第1委員会室で広報等調査特別委員会を開きます。

ここでしばらく休憩いたします。

他の議員の皆さんも、広報等調査特別委員会終了後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりいただきたいと思います。

休憩いたします。

○
午前11時14分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報等調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告いたします。広報等調査特別委員会、委員長、岩根賢二君、副委員長、西江園明君。以上のおとりであります。

日程第6 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第6、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於南部厚生事務組合議会議員に、4番、八久保壹君、7番、鶴迫京子さん、23番、東宏二君、25番、小園義行君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました八久保壹君、鶴迫京子さん、東宏二君、小園義行君を、曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました八久保壹君、鶴迫京子さん、東宏二君、小園義行君が、曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました八久保壹君、鶴迫京子さん、東宏二君、小園義行君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○4番（八久保 壹君） ただいま推選のとおり、曾於南部厚生事務組合の議会議員として一生懸命取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま御指名、推選いただきました曾於南部厚生事務組合議会議員の鶴迫京子です。

任期期間中、真実一路に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○23番（東 宏二君） 初めての曾於南部厚生事務組合議会の議員となるわけですが、大崎町と志布志市の1市1町の中で、この組合があるわけですが、火葬場問題とか、いろいろ今から出てくるのではないかと思いますので、皆さんの代表として頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○25番（小園義行君） ただいま曾於南部厚生事務組合議会の議員に推選いただきました小園でございます。

努力をしたいと思います。よろしくお願いいたします。



日程第7 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第7、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に、15番、長岡耕二君、17番、林勇作君、22番、宮城義治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました長岡耕二君、林勇作君、宮城義治君を、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました長岡耕二君、林勇作君、宮城義治君が、曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました長岡耕二君、林勇作君、宮城義治君が議場におられます。

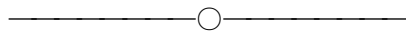
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○15番（長岡耕二君） 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に指名していただきまして、期間中、一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○17番（林 勇作君） ありがとうございます。一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○22番（宮城義治君） 2期目の推選でございまして、大変市場の方も厳しい状況下にあるように思われますので、今後、一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。



日程第8 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第8、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅曾於地区消防組合議会議員に、3番、丸山一君、32番、谷口松生を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました丸山一君及び谷口松生を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました丸山一君及び谷口松生が、大隅曾於地区消防組合議会議員に当選いたしました。

ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました丸山一君及び谷口松生が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○3番（丸山 一君） 大隅曾於地区消防組合議会議員に推選されました丸山一でございます。

任期中、職務を全うしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○32番（谷口松生君） 高い所からでございますが、ただいま大隅曾於地区消防組合議会議員に推選、当選ということに相成りました。

今朝の全協の中で、28番、現組合議員の方からも報告がございました。平成24年度には、この大隅地区が合併・統合の方向で進んでいるということでございます。市民の安心・安全のために、議会の立場から提言をしてみたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。



日程第9 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第9、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、2番、西江園明君、12番、本田孝志君、21番、上野直広君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西江園明君、本田孝志君、上野直広君を、曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西江園明君、本田孝志君、上野直広君が、曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました西江園明君、本田孝志君、上野直広君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

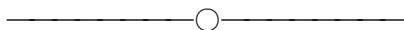
ここで当選人の発言を求めます。

○2番（西江園 明君） ただいま曾於地区介護保険組合議会議員として指名をいただきました西江園です。よろしく願いいたします。

○12番（本田孝志君） ただいま推選いただきました本田でございます。

期間中、介護保険のために一生懸命頑張りますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

○21番（上野直広君） ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に推選されました上野でございます。よろしく願いいたします。



日程第10 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（谷口松生君） 日程第10、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に、6番、坂元修一郎君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました坂元修一郎君を、曾於北部衛生処理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂元修一郎君が、曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました坂元修一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで当選人の発言を求めます。

○6番（坂元修一郎君） 曾於北部衛生処理組合議会議員に指名されました坂元でございます。

初めての役職でございますけれども、任期期間中、責任を全うすべく努力したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第11、議案第1号から日程第12、同意第1号まで、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から同意第1号まで、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第1号 行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第1号、行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、部制の廃止、課の統廃合、事務分掌の見直し、附属機関の整理等の措置を講ずるため、関係条例の規定の整備等を行う必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（井手南海男君） 議案第1号、行政組織の再編等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、組織再編等に伴い、部制廃止、課の統廃合、事務分掌の見直し、附属機関の整理等の措置を講ずるため、関係条例を整備する必要があることから、主に一部改正をお願いするものであります。

条例の主な内容でございますが、第1条は、志布志市住居表示審議会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を市民部市民課から市民環境課に改めるものであります。

第2条は、志布志市特別職報酬等審議会条例、志布志市防災会議条例、志布志市国民保護協議会条例、志布志市安全・安心まちづくり条例、志布志市情報公開・個人情報保護審査会条例、志布志市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についてでございます。以上6件を組織再編に伴い、庶務担当課を総務部総務課から総務課に一括して改めるものであります。

第3条は、志布志市福祉事務所設置条例についてでございます。所掌事務のうち、民生委員法の施行に関するものを削除するとともに、字句の訂正などを行うものであります。

第4条は、志布志市厚生調査委員条例についてでございます。委員の名称を厚生調査委員に統一するとともに、組織再編に伴い、庶務担当課を福祉部福祉課から福祉課に改めるものであります。

第5条は、志布志市青少年問題協議会条例についてでございます。庶務に関する規定を追加するものであります。

第6条は、志布志市予防接種健康被害調査委員会条例についてでございます。字句の訂正をするるとともに、組織再編に伴い、庶務担当課を福祉部保健課から保健課に改めるものであります。

第7条は、志布志市交通安全対策会議条例についてでございます。条文中の表現を統一するため、字句の訂正をするるとともに、特別委員に西日本高速道路株式会社を追加すること、会議に関する規定や庶務に関する規定を追加するものであります。

第8条は、志布志市商工業振興対策協議会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を企画部港湾商工課から港湾商工課に改めるとともに、不要になった経過措置に関する規定を削除するものであります。

第9条は、志布志市林業振興対策協議会条例、志布志市漁業振興対策協議会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を産業振興部林務水産課から耕地林務水産課に改めるものであります。

第10条は、志布志市農業振興対策協議会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を産業振興部農政課から農政課に改めるものであります。

第11条は、志布志市がけ地近接等危険住宅移転促進審議会条例についてでございます。条文中の表現を統一するため、字句の訂正をするとともに、組織再編に伴い、庶務担当課を都市計画課から建設課に改めるものであります。

第12条は、志布志市都市計画審議会条例についてでございます。条文中の表現を統一するため、字句の訂正をするとともに、組織再編に伴い、庶務担当課を都市計画課から建設課に改めるものであります。

第13条は、志布志市社会教育委員条例についてでございます。委員の名称を社会教育委員に統一するとともに、庶務に関する規定を追加するものであります。

第14条は、志布志市行財政改革推進委員会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を総務部行政改革推進課から総務課に改めるものであります。

第15条は、志布志市まちづくり委員会条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を企画部企画政策課から企画政策課に改めるものであります。

第16条は、志布志市環境基本条例についてでございます。組織再編に伴い、庶務担当課を市民部環境政策課から市民環境課に改めるものであります。

第17条は、志布志市振興計画審議会条例、志布志市生涯学習審議会条例についてでございます。それぞれ計画策定を終了するなど、設置目的が達成されたため、廃止するものであります。

附則でございますが、条例の施行日を平成20年4月1日からとすること。また、振興計画審議会及び生涯学習審議会を廃止することから、これに併せて志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の別表の一部を改めるものであります。

なお、改正内容の詳細につきましては、議案説明資料の1ページから15ページに新旧対照表を掲載しておりますので御参照方よろしくお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第12、同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成20年2月23日をもって任期が満了する佐藤寛氏を、引き続き教育委員会委員に任命したので、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第1号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。

これで平成20年第1回志布志市議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

午後1時24分 閉会